

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社美濃ベースと称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建物全般に関するリフォーム業
2. 建築工事・土木工事・土地開発・都市開発・地域開発に関する企画、設計、管理、施工、請負
3. 不動産の売買、賃貸、交換、分譲、管理及びその仲介又は代理業
4. フランチャイズシステムによる建物全般に関するリフォーム会社の加盟店の募集及び加盟店の経営指導と商標商材の販売
5. 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理
6. 各種動産のリース、賃貸借、売買（割賦販売を含む）及び保守管理
7. 保険代理店業
8. コンピュータシステム開発、販売
9. 建築資材・機械の販売
10. 一般内外建築塗装
11. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を岐阜県美濃市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の発行株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを株主以外の者が譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第 7 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 8 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第11条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合は、基準日後に募集株式の発行、会社合併、会社分割又は株式交換及び株式移転により株式を取得した者は、定時株主総会において議決権を行使することができる。

3 前各号のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日の2週間前までに公告するものとする。

### 第3章 株 主 総 会

(株主総会決議事項)

第13条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き株主総会の日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要

しない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の経路を経ずに開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役に事故あるときは、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役全員に事故又は株主総会に出席できない特別の事情のあるときは、出席株主のうちから選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(員数)

第21条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第22条 取締役は、当会社の株主の中から株主総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

2 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に存在する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当会社に取り締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置

くものとし、株主総会の決議により定める。

- 2 代表取締役は社長とし、取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。
- 3 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括、執行する。

(業務執行の決定)

第25条 当会社の業務は、取締役が複数ある場合には、取締役の過半数をもって決定する。

(報酬等及び退職慰労金)

第26条 取締役の報酬等及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第28条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。ただし、未払配当金には利息をつけない。

- 2 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払い義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第29条 当会社の設立に際して発行する株式の総数を60株とする。

(設立に際して発行する株式の発行価額)

第30条 当会社の設立に際して発行する株式の1株の発行価額は、金50000円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金)

第31条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金300万円とする。

2 当社の設立時資本金は金300万円とする。

(最初の事業年度)

第32条 当社の最初の事業年度は、当社設立の日から令和5年7月31日までとする。

(設立時取締役等)

第33条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 岩原吾一

岐阜県美濃市2993番地4

設立時代表取締役 岩原吾一

(発起人の商号、本店及び割当てを受ける設立時発行株式の数等)

第34条 発起人の商号、本店及び割当てを受ける設立時発行株式の数並びに設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

本店 岐阜県美濃市東市場町2993番地の6  
商号 有限会社美濃塗装工業

割当てを受ける株式数 60株  
払い込む金銭の額 金300万円

(法令の準拠)

第35条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社美濃ベースを設立するため、発起人 有限会社美濃塗装工業の定款作成代理人である岡田和幸は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和4年7月15日

発起人 本店 岐阜県美濃市東市場町2993番地の6  
商号 有限会社美濃塗装工業  
代表取締役 岩原吾一

上記発起人 有限会社美濃塗装工業の定款作成代理人

岐阜県関市小瀬2360番地6  
司法書士 岡田 和 幸